

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年3月12日
発信課 担当者	総務部行政改革課 木村 大輝
連絡先	電 話 0166-25-6205
	F A X 0166-24-7833
	E-mail gyoukaku@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 <input checked="" type="radio"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	令和2年3月2日 ~令和2年4月10日
発表項目 (行事名)	「旭川市行財政改革推進プログラム2020(案)」に対する市民説明会の中止及び意見等の募集期間の延長について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>本市においては、現在、「旭川市行財政改革推進プログラム2020」の策定案について、令和2年3月2日(月)から4月3日(金)まで意見提出手続(パブリックコメント)を実施しているところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため市民説明会を中止するとともに、本手続の募集期間を延長することといたしました。</p> <p>つきましては、プログラム案の内容、意見提出手続の期間、方法等について、多くの方々への周知をお願いしたく、報道についてよろしくお願ひいたします。</p>
添付資料	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 <p>1 市民の皆様宛ての意見等の募集依頼文等 (有・無のいずれかを囲むこと。)</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	

意見提出手続

令和2年3月12日

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人

「旭川市行財政改革推進プログラム2020（案）」に対する意見等の
募集期間の延長について

現在、「旭川市行財政改革推進プログラム2020」の策定案に対し、意見提出手続（パブリックコメント）を実施しているところですが、この度、募集期間を延長することとしましたので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願いいたします。

1 意見募集期間

当初 令和2年3月2日（月）～令和2年4月3日（金）
延長後 令和2年3月2日（月）～令和2年4月10日（金）

2 意見募集のテーマ

「旭川市行財政改革推進プログラム2020（案）」について

3 意見の提出先と問合せ先

〒070-8525
旭川市6条通9丁目 総合庁舎6階
旭川市 総務部 行政改革課
電話：(0166) 25-6205 FAX：(0166) 24-7833
電子メール：gyoukaku@city.asahikawa.hokkaido.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は日本語のみとします。）

- (1) 郵送又は持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
 - * 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

(ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）

(イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。

(ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称
～「旭川市行財政改革推進プログラム2020（案）」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、行政改革課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページでもお知らせします。（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き公表します。